

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業公募型プロポーザルに関する質問項目(第3回)

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	応募要項	2	4 スケジュール (1)事業者の選定スケジュール	技術提案書の提出にあたり、計画提案・施工提案・工事費算出にそれなりの時間を要するものと考えておりますが、参加表明書提出後にも提案および工事費用算出に関わる質疑を提出する機会、または個別の対話の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	参加表明書を提出した事業者に対しては、参加資格確認結果通知を送付後、質問の機会を設ける予定です。
2	応募要項	4	7 参加資格要件 (1)総則(共同企業体の構成等)	施工企業を含む体制を構成することが難しい場合、参加表明書を提出する段階では、設計企業と工事監理企業のための構成で提出してもよろしいでしょうか。	参加表明書提出締切後、設計企業、工事監理企業、施工企業がそれぞれ参加資格を満たしていることを確認することから、施工企業を含む体制で参加表明書を提出してください。
3	応募要項	4	7 参加資格要件 (1)総則(共同企業体の構成等)	「施工企業にあっては共同企業体を構成するもの」と記載がありますが、資格要件を満たす単体企業にて拡大共同企業体の構成員とすることは可能でしょうか。	施工企業については、2者又は3者の個別共同企業体(甲型JV)を構成してください。
4	応募要項	4	7 参加資格要件 (1)総則(共同企業体の構成等)	上記が不可の場合、参加表明書を提出する段階で施工企業が共同企業体を構成することが困難な際は、提出時点では施工企業は単体企業として参加表明書を提出してもよろしいでしょうか。	参加表明書提出時点において、2者又は3者の個別共同企業体(甲型JV)を構成してください。
5	応募要項	7	7 参加資格要件 (5)施工企業の資格	提案審査前の確認事項となっている配置予定技術者の選定ですが、昨今の人員不足の影響もあり、現段階で確定させることが難しい状況です。例えば、参加表明書提出時点では、施工企業内において要件を満たす技術者の人数を表記するなどの代替措置を検討することは可能でしょうか。	参加表明書提出時点において、配置を見込んでいる技術者を選定し、その者の氏名、実績等を指定様式に記載してください。 なお、優先交渉権者決定後に、予定していた技術者を配置できなくなった場合は、協議により、他の参加資格保有者に変更することが可能です。
6	要求水準書	16	2 敷地に関する基本要件 (1)敷地の利用計画	「都市公園に基づく建ぺい率の上限については、「第2章 2 敷地条件」のとおりであるが、当該建ぺい率を超える提案は妨げない。(当該建ぺい率を超える場合は、県において所要の手続きを行う予定。)」と記載がありますが、所要の手続きを行う上で建築面積の上限設定はありますでしょうか。	建築面積には制限を設けておりませんが、建設コストに加え、将来のランニングコストの低減も見据え、延べ面積については、概ね12,000㎡以下としてください。
7	要求水準書	19	2 敷地に関する基本要件 (2)動線計画	「事業対象地に含まれる市道5902(藍場・船場歩線、幅員1.9m)について、当該市道区域を含む提案を妨げないが、徳島市と協議の上、機能復旧を行うこと。」とあり、【参考資料10】新ホール整備候補地調査に係る調査モデルプランの「モデルプラン配置イメージ」の注記に「敷地中央を横断する市道の対応(廃道、付け替え等)」とありますが、あいせん橋から国道192号をつなぐ歩行者空間を整備することにより機能を確保すれば、当該歩線を廃道することも可能と考えてよろしいでしょうか。	市道5902を含む提案をする場合は、機能復旧を行う提案としてください。 なお、具体的な市道の機能復旧方法については、提案内容を踏まえ、徳島県と徳島市との協議の上で決定します。
8	要求水準書	19	2 敷地に関する基本要件 (2)動線計画	上記で廃道が不可の場合、当該歩線を付け替え(移設)する際の想定位置または条件等があればご教示ください。	機能復旧について、具体的な条件等は設定していませんが、あいせん橋と国道192号とを結ぶ機能を踏まえ、現在の市道利用者の利便性・安全性に配慮した提案をしてください。
9	要求水準書	32	2 敷地に関する基本要件 (5)備品に関する基本要件	役割分担表において「什器備品の調達・設置業務」は県および事業者ともに●印となっておりますが、事業者において設置が必要な什器備品は「要求水準書」内に事業者において設置する旨の記載のあるもののみと考えてよろしいでしょうか。	備品の基本的な考え方は、32ページで記載のとおりですが、詳細については、設計業務において決定していくものとして考えています。
10	要求水準書	32	2 敷地に関する基本要件 (5)備品に関する基本要件	要求水準書に記載されている「提案の内容に応じて必要となる備品」とは、提案するプランにより必要となる家具などの什器備品と考えてよろしいでしょうか。その他必要な場合は、具体的な対象項目をご教示ください。	提案の内容に応じて必要となる備品については、家具に加え、特殊な公演の実施に必要な移動器具などを想定しております。 なお、什器備品リストについては、県で調達する備品の種類・数量や大道具庫・備品庫等の適正規模の参考とするために、事業者に作成を求めるものです。